

別紙

## 高松空港 利用に関する使用基準

高松空港ビル株式会社

### 1. 利用申込みについて

#### (1) 申込受付

ご希望の利用開始日の3か月前から先着順に受け付けます。

- 但し、使用期間によっては、お断りする場合があります。
- お申込み件数が同月に集中した場合、お断りする場合があります。

#### (2) 申込方法

所定の利用申込書に必要事項をご記入の上、弊社までお申込みください。

- 但し、諸事情によりお断りする場合がございます。
- イベントに伴う物品販売や各種 PR を行う場合は事前に届け出てください。
- 利用にあたっては審査を行います。

#### (3) 提出書類

お申込みの際に、実施計画書、平面図、立面図、イメージパース等をご提出ください。

- 必要事項のご提出がない場合、お申込みは無効となることがあります。

#### (4) 使用料金

- 種類、期間により異なります。
- 国際線 2F 「SKY MUSEUM」 の利用については、別途協議することとします。
- 下記料金表に消費税は含んでおりません。
- 国内線 2 階出発ロビーの利用可能面積は最大 50 m<sup>2</sup>程度 です。
- 販売については別途「高松空港催事要領」をご覧ください。

(消費税別途)

利用期間	のぼり 1 本	ポスター 1 枚	横断幕	PR・展示 1 m <sup>2</sup>
1 日～10 日まで	ひと月あたり	ひと月あたり	10,000 円/1 日	800 円/1 日
11 日～20 日まで	15,500 円	20,000 円	9,000 円/1 日	500 円/1 日
21 日～31 日まで			8,000 円/1 日	200 円/1 日
1 箇月以上	別途、協議させていただきます。			

### 2. 管理について

期間中の会場の運営及び商品・作品の管理等はお申込者様の責任において行っていただきます。

### 3. 使用基準について

以下の項目に該当する場合は、ご利用いただけない場合や途中で取り消しをさせていただくことがありますので、ご注意ください。

➤ その際の損害は、お申込者様にご負担いただきます。

① お申込みの内容と異なる場合

② 公共性の高い空港において開催・展示が、相応しくないと判断されるもの

(下記 5. 判断基準参照)

### 4. 利用上の注意について

#### (1) 損害賠償

建物及び付帯設備等を損傷又は破損した場合は、お申込者様の責任とします。

また、お申込者様の故意又は過失により空港施設、若しくは工作物又は旅客若しくは第三者に損害又は損傷を与えた場合は賠償していただきます。利用に当たってお申込者様と旅客、若しくは第三者との間にトラブルが発生した場合は、ご自身で対応していただきます。

#### (2) 展示物等の掲出方法に関して

- 柱、壁への粘着テープ類の使用を一切禁止します。
- 重量物で旅客が傷害を負わないような安全策を講じてください。
- 旅客の動線を妨げないようにしてください。
- 床上展示の場合、必要に応じてベルトパーテーションを使用してください。
- 危険物の持ち込みはできません。

#### (3) その他

ご利用に関するすべてのことは、当社と協議の上、その指示に従ってください。

展示品の盗難、紛失、破損その他の事故等による損失・被害については、当社は一切の責任を負いません。

### 5. 判断基準

展示掲出等の可否については、当社営業部及び施設企画部で構成する審査委員会が行うものとし、下記の観点から判断します。

なお、展示掲出等の開始後においても、使用内容が下記のいずれかに該当するときは、使用を中止又は撤去いたします。なお、使用の中止又は撤去によって生じた損害については、当社はその責を負いません。

- ① 公序良俗に反するおそれのあるもの
- ② 特定の政治活動、宗教活動と認められるもの
- ③ 旅客に対して不安感や不快感を与える可能性のあるもの
- ④ 展示方法や展示場所が旅客の安全に影響するおそれのあるもの
- ⑤ その他、当社が不適切と認めたとき

以上